

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第61号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条市長公室の款第27号中「市民憲章推進会議」を「市民憲章推進協議会」に改め、同条国際化推進室の款第8号中「多文化施策懇話会」を「多文化施策審議会」に改める。

第10条市民生活部の款くらし安全推進課の項第10号中「生活安全施策懇話会」を「生活安全施策審議会」に改め、同条文化芸術都市推進室の款文化財保護課の項第6号中「外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会」を「外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会」に改め、「、京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会」を削り、「及び重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「、重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会及び文化的景観保存・活用委員会」に改める。

第11条観光MICE推進室の款第8号中「補助金条例第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）、大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)